

令和 8 年度砂利採取業務主任者試験受験案内

埼玉県環境部環境政策課
さいたま市浦和区高砂 3 丁目 1 5 番 1 号
電話 048 (830) 3039 (直通)

砂利採取法（昭和 43 年法律第 74 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施します。

	期 日	時 間	場 所 等
願書の申込	令和 8 年 10 月 2 日（金）～ 10 月 16 日（金）		次のいずれかの方法による ①電子申請 ②埼玉県庁に直接持参（要事前予約）
試験日	令和 8 年 11 月 13 日（金）	午前 10 時～12 時 （午前 9 時 30 分集合）	埼玉県県民健康センター 大会議室 C （JR 浦和駅西口から徒歩約 15 分） * 携行品：受験票及び筆記具
合格発表	令和 8 年 11 月 27 日（金）		* 県庁 HP に掲載 * 受験者には結果を別途通知

<詳細は、次ページ以降をご覧ください。>

砂利採取業務主任者試験について

- 受験資格
国籍、年齢、性別、学歴、経歴及び実務経験の有無などの制限はありません。
- 試験の方法
試験は筆記により、次の科目について行います。
 - (1) 砂利の採取に関する法令
 - (2) 砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。）
- 合格基準
上記 (1) (2) の科目ともそれぞれ 100 点満点（1 問 10 点）で、合計 200 点満点とし、合格点は合計で 130 点以上、かつ (1) 及び (2) の科目の正解が各々 60 点以上とします。

※ 砂利採取業務主任者の資格は全国で有効であり、受験会場も自由に選択できます。なお、他都道府県の受験会場については、試験の実施可否を含め各都道府県にお問い合わせください。

1 願書の提出

(1) 提出方法

次のいずれかの方法により提出してください。

ア 電子申請：「埼玉県電子申請・届出サービス」を利用する方法

(URL <https://www.pref.saitama.lg.jp/a0105/emado/index.html>)

イ 直接持参：埼玉県庁 環境政策課に電話予約の上、直接持参し提出する方法

(電話番号 048-830-3039

住所等 さいたま市浦和区高砂3-15-1 第3庁舎3階)

※ 直接持参の場合は、電話等による事前予約が必要となります。
事前予約がない場合には、受付できませんので、御注意ください。

(2) 提出書類等

	電子申請の場合	直接持参の場合
申込期間	令和8年10月2日(金)～10月16日(金)	
提出書類	①受験願書 ②受験票 ③写真票(電子申請用)	①受験願書 ②受験票 ③写真票(直接持参用)
提出書類の 入手方法	埼玉県庁ホームページ 若しくは 「埼玉県電子申請・届出サービス」 からダウンロードしてください。	郵送にて提出書類の様式を送付し ますので、返信用封筒(角形2号の 封筒に住所・氏名を記入し、切手を 貼付したもの)を埼玉県庁 環境政 策課まで送付してください。
試験手数料	8,000円	
納付方法	「埼玉県電子申請・届出サービス」 から納付してください。	受付時にキャッシュレス決済等 により納付してください。
受験票の 送付方法	試験手数料の納付確認後、メールに て送付しますので、印刷してくださ い。	受付完了後、窓口にて受験票を返却 します。

2 試験について

(1) 携行品

受験票及び筆記用具（電卓等計算機器の持ち込みはできません。）

(2) 集合

試験開始 30 分前までに試験会場に集合してください。

3 試験結果の発表等について

(1) 県庁ホームページへの掲載

令和 8 年 11 月 27 日（金）に県庁ホームページ（環境政策課ホームページ内）で合格者の受験番号を掲載します。

（URL <https://www.pref.saitama.lg.jp/a0501/kurashi/kankyo/shizen/midorinohozen/jari/index.html>）

(2) 受験者への通知

可否にかかわらず、結果を文書で通知します。

さいたま市浦和区仲町3丁目5番1号
電話 048 (824) 4801 (代表)

J R中浦和駅から徒歩約20分です。

※公共交通機関を御利用ください。